

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和四年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

令和四年十一月二十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

水野建設

奈良市東九条町七七四―一九

代表者 水野 真由香

奈良県知事許可（般―四）第一四四一三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 期間

令和四年十二月十六日から令和五年十二月十五日までの一年間

四 処分の原因となった事実

水野建設の建設業法第十七条の二第一項による承継手続前の代表は、その代表として在職中に、虚偽の内容が記載された休業損害証明書等を作成するなどし、共犯者とともに人を欺いて財物を交付させました。

このことについて、奈良地方裁判所から刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条第一項（詐欺）の罪により懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当します。